

ながぼんポイント利用規約

本規約は、流山商業協同組合（以下「組合」といいます）が運営する「ながぼんポイントサービス」（以下「本サービス」という）をご利用いただくにあたり、遵守いただく事項を定めるものです。

第1条 会員資格

- (1) 会員とは、本規約承認の上、組合の行う本サービスを利用する申し出を行い、カード持参者を会員とします。
- (2) 本サービスにかかわる年会費は無料であり、ながぼんカードに有効期限はありません。

第2条 カードの種類

- (1) 利用者は「ながぼんカード」で本サービスの提供を受けることができます。
- (2) 利用者は、電子マネーWAONを搭載したながぼんカードによって「WAON サービス」等を受けることができます。商品・サービス等の決済手段としてのWAONの使用については、イオンリテール株式会社が別途定めるWAON利用約款及びWAONポイント約款の定めるところによるものとします。
- (3) カードのデザインはそれぞれの所有権者に属します。

第3条 カードの発行および手数料

ながぼんカードは、加盟店舗で交付を受けることができます。交付時に、カード発行手数料として300円（税込）を申し受けます。

第4条 カードの利用

- (1) カードの所有は1人1枚とします。
- (2) 会員は、本サービス加盟店（以下「加盟店」という）での商品あるいはサービスの購入に対し、カードを提示することにより、100円（税抜）につき1ポイント（ただし、加盟店により異なります）付与します。
- (3) 会員は、本事業の趣旨に合意し、組合が事業の承認をした行政、地域活動団体などにおけるイベントへの参加、地域活動参加など特定の条件に応じて、他機関が発行するポイントが貯めることができるものとします。
- (4) 会員は、いつでもカードに蓄積されたポイント数に応じて、加盟店にて、商品あるいはサービスの購入ができるものとし、使用できるポイント数は1ポイントからとします。
- (5) 会員は、カードに蓄積されたポイント数に応じて、組合や加盟店が実施するイベントなどに利用することができます。
- (6) 蓄積されたポイントは、現金との引換えはできません。
- (7) カードは会員のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供に使用することはできません。
- (8) 組合が提供するサービス内容は、変更する場合があります、掲示物等により変更内容の案内を行います。
- (9) カードを折り曲げたり、汚したりしないでください。

第5条 ポイントの有効期限

ポイントの有効期限は、最終ご利用日から365日です。有効期限内にご利用（1.ポイントを貯める 2.ポイントを使う）がなかった場合、それまでに貯められた全ポイントが失効しますので、あらかじめご了承ください。

第6条 カードの紛失、盗難による損害責任

- (1) ながぼんカードの盗難・紛失による再発行はできません。カード販売店にて新規に発行することはできますが、ポイント移行はできません。
- (2) 盗難・紛失が生じた場合、ポイントの全部又は一部の失効について、組合は一切の責任を負いません。また、第三者の利用により当該利用者が被害を被った場合、組合は一切の責任を負わないものとします。

第7条 カードの破損

カードの破損と思われる場合は速やかに組合までお問合せください。組合が電子情報として合理的に確認可能な範囲において以前のカードのポイントを引き継ぐことが出来る場合があります。ただし、発行手数料として300円を支払うものとします。

流山商業協同組合（流山商工会議所内） 受付時間：平日 9時～17時

〒270-0164 千葉県流山市流山2-3-12

電話 04-7158-6111

※年末年始、土、日、祝日はお休みさせていただきます

平成28年8月現在